

市原寮居宅介護支援事業所 重要事項説明書

当事業所は京都市の指定を受けた介護保険法指定居宅介護支援事業所です。

(指定事業者番号：2670600010号)

当事業所は、ご利用者に対して指定居宅介護支援サービスを提供します。当事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご不明な点がございましたらお尋ね下さい。

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 (075) 705-6015 (午前9:00～午後5:00)
担当 介護支援専門員 (氏名 吉原 範昌)

2. 事業者

(1) 法人名 社会福祉法人市原寮
(2) 所在地 京都市左京区静市市原町1278
(3) 電話番号 (075) 741-2102
(4) 代表者氏名 理事長 森 京子

3. 事業所の概要

(1) 事業所の種類 指定居宅介護支援事業所
(2) 事業所の所在地 京都市左京区静市市原町1278
社会福祉法人市原寮
(3) 事業の目的 事業者は、この事業を利用する者（以下「利用者」という。）の委託を受けて、利用者に対し介護保険法令の趣旨にしたがって、居宅サービス計画の作成を支援し、指定居宅サービス等の提供が確保されるようサービス提供事業者との連絡調整その他の便宜を図るものとします。
(4) 事業所の名称 市原寮居宅介護支援事業所
(5) 電話番号 (075) 705-6015／FAX (075) 705-6011
(6) 管理者名 吉原 範昌
(7) 開設年月日 平成12年4月1日
(8) 事業所最新更新日 令和元年10月1日（事業所指定有効期間 令和2年4月1日から令和8年3月31日）
(9) 第三者評価の実施状況 令和5年3月13日（評価機関：特定非営利活動法人 カロア）
結果を掲示、ホームページで公表

（10）事業の運営方針

1. 常に懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービス提供方法等について、理解をしやすいように説明を行い、提供するサービスについて、あらかじめ同意を得るものとします。
2. 要介護状態等となった場合に限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、生活全般にわたる相談、及び援助を行います。
3. 要介護状態等となった利用者の、その心身の状態、その置かれている環境等に応じて利用者

の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効果的に提供されるように配慮します。

4. 利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立って、利用者に提供されるサービスが特定の種類、特定の事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に援助します。又利用者やその家族に対して、利用者はケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について複数の事業所の紹介を求めることが可能であること、及び当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることが可能であることを説明します。
5. 他の居宅介護支援事業者、医師、行政機関、居宅サービス事業者及び介護保険施設等との連携に努めます。
6. 介護保険上に位置付けた地域ケア会議において、個別のケアマネジメントの事例の提供の求めがあった場合には、これに協力するよう努めます。
7. 高齢者の権利が侵害される、又は生命や健康、生活が損なわれるような事態が予測されるなど、支援が必要な場合には、高齢者虐待防止法の取扱いに準じて、必要な援助を行うものとすると共に、人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行い、又従業者に対して研修等の措置を講じます。
8. 居宅介護支援事業所は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要且つ相当な範囲を超えたものにより、介護支援専門員の就業環境が害される事を防止するための必要な措置を講じます。また、利用者及び家族等の関係者による暴力・暴言、過剰または不合理な要求、合理的範囲を超える時間的・場所的拘束、その他ハラスメント行為により、介護支援専門員の就業環境が害されることを防止するための必要な措置を講じます。
9. 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスを継続的に提供できる体制を構築する観点から、居宅介護支援の業務継続に向けた計画等を策定、研修の実施、訓練等を義務付けます。

10. 京都市条例及び厚生省令第38号第13条の方針を遵守します。

(11) 事業の実施地域

- 1 京都市の左京区及び北区の一部とします。原則として左京区については、広河原、花脊、鞍馬、静市、岩倉、下鴨地域とします。又北区については静市市原町地域と隣接する上賀茂神山、二軒茶屋地域とします。
- 2 利用申込者の居住地が当該事業所の通常の実施地域外である場合、当該居住地の区役所・支所等と連携をとり、指定居宅介護支援事業所を紹介します。

(12) 営業日及び営業時間

- 1 市原寮居宅介護支援事業所の営業日及び営業時間は、社会福祉法人市原寮就業規則に準じて定めます。
- 2 営業日は、原則として月曜日から金曜日まで
- 3 営業時間は、原則として午前9時から午後6時まで
- 4 受付時間は、原則として午前9時から午後5時までとします。その他の時間は留守番電話での対応となります。

4. 職員の配置

(1) 当事業所の職員配置については下記の通りとします。

		常 勤	非常勤	常勤換算	勤務体制
1	管理者	1	0	0.1(0.9)	9：00～18：00
2	介護支援専門員	3	0	2	9：00～18：00他

(2) 前条に定める当事業所職員の職務内容は次の通りです。

1 管理者 1名

管理者は、所属職員を指揮監督し適切に事業の運営が行われるよう統括します。

- 2 介護支援専門員は、利用者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう居宅サービスの調整、他機関との連携を図ります。又、利用者の居宅サービス計画を立てるとともに、要介護認定及び要介護認定更新等の手続きを行います。
- 3 介護支援専門員の担当件数は45件未満とします。尚、予防支援業務を委託する場合は、利用者一人を0.5人と計算します。

5. 居宅介護支援の申込みからサービス提供までの流れと主な内容

主な流れ	流れと内容等の概略
①（相談）申込み、受付 ↓ ②居宅サービス計画原案作成	①相談の上「居宅サービス計画作成依頼」をお受け致します。 ②要介護等認定結果に応じてアセスメントし、利用者の希望とともに居宅サービス計画の原案を作成します。
↓ ③サービス担当者会議等 ↓ ④サービスの提供、内容の評価	③サービス担当者会議を開催し、利用目的、サービス内容の詳細を確認します ④サービス実施状況の把握を行い、必要に応じて計画の変更、サービス事業所との連絡調整等を行います。

※訪問調査について、京都市から委託のある場合は、当事業所で実施致します。

6. サービスの概要

サービスの方法等は次の通りです。

- (1) 介護保険法の被保険者の要介護認定等に係る申請について、利用申込者の意向を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。
- (2) 利用者の居宅を訪問し、面接し課題の把握（以下「アセスメント」という。）を行う。使用する課題分析票は居宅サービスガイドライン等と致します。
- (3) アセスメントの結果に基づき、利用者及び家族の意向、総合的な援助の方針、課題、サービスの目標及び達成時期、サービスの種類、内容及び利用料並びに留意事項を記載した居宅サービス計画の原案を作成致します。
- (4) 利用者の心身又は家族の状況に応じ、継続的かつ計画的に指定居宅サービスが行なわれるよう居宅サービス計画を作成致します。
- (5) 居宅サービス計画の作成の開始に当たってはサービスの選択に資するよう、当該地域における居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を理解しやすいよう説明及び

適正に提供致します。

- (6) 居宅サービス計画の作成に当たっては、介護給付等対象サービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民の自発的な活動によるサービス等の利用も含めて計画に位置付けるものとします。
- (7) サービス担当者会議の開催によりサービス計画の原案について専門的な見地からの意見を求め、調整を図ります。
- (8) 利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合又はその他必要な場合は利用者の同意を得て、主治医の意見を求めます。
- (9) 居宅サービス計画書の内容については利用者又はその家族に対して説明し、文書により同意を得るものとします。
- (10) 居宅サービス計画等に位置付けた指定居宅サービス等の担当者から個別サービス計画書の提供を求めます。
- (11) サービス担当者会議及び利用者の相談等を受付場所は、利用者宅又は市原寮居宅介護支援事業所等の相談室等とします。
- (12) 介護支援専門員による訪問は、原則として月1回実施する。また、必要に応じて訪問し、計画実施状況の把握、計画の変更やサービス事業者等との連絡調整、その他の便宜の提供を行います。
- (13) 要介護者等が介護保険施設への入所を希望する場合に介護保険施設の紹介等を行います。
- (14) 利用者が、指定居宅サービスについての苦情を国民健康保険団体連合会へ申し立てることについて協力致します。
- (15) 利用者に関する情報又は、サービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に開催致します。
- (16) 必要に応じて利用者及び家族の相談に対応する24時間連絡体制を確保します。
- (17) 病院や（看護）小規模多機能型居宅介護支援事業所等との連携を図り、必要に応じて情報を共有します。
- (18) その他障害福祉サービスを利用してきた利用者が介護保険サービスを利用する場合等に於いても、障害福祉制度の相談支援員等と密接な連携に努めます。

7. 利用料

- (1) 居宅介護支援利用費及び各加算は、以下の通りです。

	要介護1・2	要介護3～5	備考
居宅介護支援費（i）	11,620円	15,097円	担当利用者数45件未満
居宅介護支援費（ii）	5,820円	7,532円	〃45件以上60件未満の部分のみ適用
居宅介護支援費（iii）	3,488円	4,515円	〃45件以上で60件以上の部分のみ適用

初回加算	3, 210円	新規に居宅サービス計画を策定した場合及び要介護区分の2段階以上の変更認定を受け居宅サービス計画を策定した場合
入院時情報連携加算（I） （II）	2, 675円 2, 140円	（I）入院した日のうちに当該病院又は診療所の職員に対して必要な情報提供を行った場合（提供方法は問わない） （II）入院した日の翌日又は翌々日に当該病院又は診療所の職員に対して必要な情報提供を行った場合（提供方法は問わない）
退院・退所加算（I）イ ロ （II）イ ロ （III）	4, 815円 6, 420円 〃 8, 025円 9, 630円	（I）イ 入院又は入所中の利用者に係る情報を医療機関、介護施設等の職員からカンファレンス以外の方法で1回受けた場合 （I）ロ （I）イでの情報提供をカンファレンスで1回受けた場合 （II）イ （I）イでの提供を2回受けた場合 （II）ロ 医療機関、介護施設等の職員から情報提供を2回受け、内1回以上はカンファレンスで受けた場合 （III） 医療機関、介護施設等の職員から情報提供を3回受け、内1回以上はカンファレンスで受けた場合
緊急時等居宅カンファレンス加算	2, 140円	病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合
通院時情報連携加算	535円	利用者が医師又は歯科医師の診察を受ける際に同席し、医師又は歯科医師に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師又は歯科医師から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画（ケアプラン）に記録した場合 (利用者1人につき、1月に1回を限度)

ターミナルケアマネジメント加算	4,280円	在宅で死亡した利用者に対して、終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又はその家族の意向を把握した上で、24時間連絡がとれる体制を確保し、必要に応じて指定居宅介護支援を行うことができる体制を整備し、死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上、利用者又はその家族の同意を得て、利用者の居宅を訪問し、利用者的心身の状況等を記録し利用者の状況の把握や、主治医及び居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者に情報提供を実施した場合
中山間地域等サービス提供加算	所定単位数×5%	別に厚生労働大臣が定める地域（平21厚告83の二）に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、指定居宅介護支援を行った場合は、所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算

* 指定居宅介護支援給付費単位表に定める単位に1単位の単価（京都市の地域区分は5級地の単価10,70円をかけて算定しています。

指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示の額によるものとします。

（当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときには利用者負担は生じません。）

（2）介護保険の適応でも、保険料の滞納等により、法定代理受領できない場合があります。その場合は介護報酬の告示の額を受領し、サービス提供証明書を発行致します。

（3）交通費

標記のサービス提供地域内では交通費は無料ですが、地域外の方で相談に関して訪問する場合の交通費は原則以下の額を頂戴いたします。なお、タクシーや交通機関を利用した場合は実費でご負担いただきます。

片道5km～10km=500円、片道10km以上、5kmまで毎に500円加算。

（4）その他の費用が必要となる場合はその都度ご説明させていただきます。

8. 留意事項

利用者又はその家族は、当事業所の利用にあたり、次のことを守って下さい。

（1）利用にあたっては介護保険の被保険者証の提示をしていただき被保険者資格、要支援・要介護認定の有無及び介護認定の有効期間、給付制限を確認します。利用者は被保険者証に変更がある場合や届け出の住所等に変更が生じた場合は速やかにお申し出下さい。

（2）利用者が正当な理由なしにサービス利用に関する指示に従わず、要介護状態等の程度を増進させたときは、意見を付してその旨を市町村に通知する場合があります。

（3）利用者が偽り又は不正の行為によって保険給付の支給を受け、又は受けようとしたときは、意見を付してその旨を市町村に通知する場合があります。

（4）介護支援専門員に対するお心遣い（金品等）はお受け取りできませんので、ご了承下さい。

9. 居宅介護支援の終了

- (1) 利用者は、事業者に対して文書で通知することにより、いつでも契約を解約することができます。
- (2) 事業者は、やむを得ない事情がある場合、利用者に対して、契約終了日の1ヶ月前までに理由を示した文書で通知することにより、契約を解約することができます。この場合、事業者は当該地域の他の指定居宅介護支援事業者に関する情報を利用者に提供致します。
- (3) 事業者は、利用者又はその家族等が事業者や介護支援専門員に対して、脅迫、暴力・暴言、セクハラ行為、名誉毀損等、契約を継続し難いほどの不诚信行為を行った場合や適切にケアマネジメントが行えないと当事業所が判断した場合には、文書で通知することにより、直ちに契約を解約することができます。
- (4) 次の事由に該当した場合は、契約は自動的に終了するものとする。
 - 1 利用者が介護保険施設に入所した場合
 - 2 利用者の要介護認定区分が、自立又は要支援1・2と認定された場合
ただし指定介護予防支援事業者と当該利用者に係る必要な情報を提供する等の連携を図ることとします。
 - 3 利用者が死亡した場合

10. 秘密保持

事業所の介護支援専門員及びその他の従事者に対して、また、当事業所の職員でなくなったあとについても、相談等により知り得た利用者、並びにその家族の秘密については、厳格に取り扱い秘密を守ります。

11. 個人情報の保護

サービス担当者会議及び介護保険事務等において情報提供を行う場合や、介護サービスに必要な氏名の記載等について「市原寮個人情報保護規程」に基づき、対応いたします。

12. 緊急時及び事故発生時の対応

介護支援専門員は、訪問中に利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じた場合は、次の通り対応致します。

- (1) 利用者に意識がない場合救急通報を行い、主治医にも連絡致します。
- (2) 利用者に意識があり、会話が可能な場合は、利用者より状況を確認し、事情を把握した上で主治医に連絡し、指示を受けます。
- (3) 利用者の家人に緊急対応の状況を速やかに報告致します。
- (4) 管理者に緊急対応の状況を速やかに報告致します。
- (5) その他の事故発生時の対応等について社会福祉法人市原寮事故対応指針に基づき対応致します。
事故防止の為の職員研修を定期的に行い事故再発防止に取り組みます。

13. 賠償責任

事業者は、サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により、利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、速やかに賠償致します。

14. 苦情解決等

苦情やご意見等がございましたら、ご遠慮なく担当者までお気軽にご連絡下さい。速やかに諸事情を伺い、問題点を把握すると共に、迅速に対応致します。担当者が不在の場合は、その旨をお伝え頂ければ、対応させて頂きます。尚、当事業所以外に京都府国民健康保険団体連合会の苦情相談窓口等に苦情を伝えることができます。窓口は以下の通りです。

苦情解決責任者	市原寮居宅介護支援事業所 管理者 吉原 範昌 【受付時間】 月～金曜日 9：00～17：00 TEL (075) 705-6015
苦情受付担当者	市原寮居宅介護支援事業所 担当相談員 【受付時間】 月～金曜日 9：00～17：00 TEL (075) 705-6015
第三者委員	福本 隆治 【受付時間】 月曜日 9：00～12：00 TEL (075) 741-2648 亀山 政臣 【受付時間】 月曜日 13：00～15：00 TEL 090-1598-9947
行政区	① 左京区役所保健福祉センター健康長寿推進課 【受付時間】 月～金曜日 8：30～17：00 TEL (075) 702-1071 ② 北区役所保健福祉センター健康長寿推進課 【受付時間】 月～金曜日 8：30～17：00 TEL (075) 432-1366
その他	京都府国民健康保険団体連合会 【受付時間】 月～金曜日 9：00～17：00 TEL (075) 354-9090

市原寮居宅介護支援事業所 重要事項説明にかかる同意書

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて、重要な事項を説明しました。

説明年月日 令和 年 月 日

事業者

所在地 京都市左京区静市市原町1278
名 称 市原寮居宅介護支援事業所

説明者 介護支援専門員

氏 名 印

私は、契約書及び本書面により、事業所から居宅介護支援についての重要事項の説明を受け、その内容を了承します。また、利用料等の支払い、並びにサービス担当者会議等において利用者及び家族の情報開示することについて同意します。

利用者

住 所

氏 名 印

家族

住所

氏 名 印

(代理人)

住 所

氏 名 印

「重要事項説明書の同意書」に双方が署名・捺印し、各自が「重要事項説明書の同意書」を保持します。

市原寮居宅介護支援事業所運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人市原寮が介護保険法その他の法令、京都市介護保険法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成25年1月9日京都市条例第39号）指定居宅介護支援事業所の運営について、厚生省令第38号「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年3月31日付）」第18条に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業の目的)

第2条 事業者は、この事業を利用する者（以下「利用者」という）の委託を受けて、利用者に対し介護保険法令の趣旨にしたがって、居宅サービス計画の作成を支援し、指定居宅サービス等の提供が確保されるようサービス提供事業者との連絡調整その他の便宜を図るものとする。

(運営方針)

第3条 常に懇切丁寧に行うこととを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解をしやすいように説明を行い、提供するサービスについて、あらかじめ同意を得るものとする。

- 2 要介護状態等となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、生活全般にわたる相談、及び援助を行うものとする。
- 3 要介護状態等となった利用者の、その心身の状態、その置かれている状況等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効果的に提供されるよう配慮する。
- 4 利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立って、利用者に提供されるサービスが特定の種類、特定の事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に援助する。又利用者やその家族に対して、利用者はケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について複数の事業所の紹介を求めることができること、及び当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることが可能であることを説明するものとする。
- 5 他の居宅介護支援事業者、医師、行政機関、居宅サービス事業者及び介護保険施設等との連携に努める。
- 6 介護保険上に位置付けた地域ケア会議において、個別のケアマネジメントの事例の提供の求めがあった場合には、これに協力するよう努める。
- 7 高齢者の権利が侵害される、又は生命や健康、生活が損なわれるような事態が予測されるなど、支援が必要な場合には、高齢者虐待防止法の取扱いに準じて、必要な援助を行うものとすると共に、人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行い、又従業者に対して研修等の措置を講じるものとする。
- 8 居宅介護支援事業所は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要且つ相当な範囲を

超えたものにより、介護支援専門員の就業環境が害される事を防止するための必要な措置を講じるものとする。また、利用者及び家族等の関係者による暴力・暴言、過剰または不合理な要求、合理的範囲を超える時間的・場所的拘束、その他ハラスメント行為により、介護支援専門員の就業環境が害されることを防止するための必要な措置を講じるものとする。

- 9 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスを継続的に提供できる体制を構築する観点から、居宅介護支援の業務継続に向けた計画等を策定、研修の実施、訓練等を義務付けるものとする。
- 10 京都市条例及び厚生省令第38号第13条の方針を遵守する。

(事業所の名称、所在)

第4条 名称及び所在地は次の通りとする。

- (1) 事業所名 市原寮居宅介護支援事業所
(2) 所在地 京都市左京区静市市原町1278番地
社会福祉法人市原寮
(3) 電話番号 (075) 705-6015
(4) 管理者名 吉原 範昌
(5) 介護保険指定番号 指定2670600010号(平成12年4月1日)
(6) 介護保険指定事業所更新日 令和元年10月1日
(7) 第三者評価の実施状況 令和5年3月13日(評価機関:特定非営利活動法人 カロア)
結果を掲示、ホームページで公表

(従業者の職種、員数)

第5条 当事業所の従業者の職種、員数は次の通りであり、必置数については法令の定めるところによる。

		常勤	非常勤	常勤換算	勤務体制
1	管理者	1	0	0.1(0.9)	9:00~18:00
2	介護支援専門員	3	0	2	9:00~18:00他

- 2 前条に定める当事業所職員の職務内容は次の通りとする。

- (1) 管理者1名

管理者は、所属職員を指揮監督し、適切に事業の運営が行われるよう統括する。

- (2) 介護支援専門員は、利用者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう居宅サービスの調整、他機関との連携を図る。また、利用者の居宅サービス計画を立てるとともに、要介護認定及び要介護認定更新等の手続きを行う。

- (3) 介護支援専門員の担当件数は45件未満とする。なお、予防支援業務を委託する場合は、利用者一人を0.5人と計算する。

(営業日及び営業時間)

第6条 市原寮居宅介護支援事業所の営業日及び営業時間は、社会福祉法人市原寮就業規則に準じて定めるものとする。

- 2 営業日は、原則として月曜日から金曜日までとする。
- 3 営業時間は、原則として午前9時から午後6時までとする。
- 4 受付時間は、原則として午前9時から午後5時までとする。その他の時間は留守番電話で対応する。

(居宅介護支援の申込みからサービス提供までの流れと主な内容)

第7条

主な流れ	流れと内容等の概略
①(相談) 申込み、受付 ↓	①相談の上「居宅サービス計画作成依頼」を受ける。
②居宅サービス計画原案 作成 ↓	②要介護等認定結果に応じてアセスメントし、利用者の希望をもとに居宅サービス計画の原案を作成する。
③サービス担当者会議等 ↓	③サービス担当者会議を開催し、利用目的、サービス内容の詳細を確認する。
④サービスの提供、内容の評 価	④サービス実施状況の把握を行い、必要に応じて計画の変更、サービス事業所との連絡調整等を行う。

(サービスの方法及び内容)

第8条 サービスの方法及び内容は、次の通りとする。

- (1) 介護保険法の被保険者の要介護認定等に係る申請について、利用申込者の意向を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行う。
- (2) 利用者の居宅を訪問し、面接し課題の把握（以下「アセスメント」という。）を行う。使用する課題分析票は居宅サービスガイドライン等とする。
- (3) アセスメントの結果に基づき、利用者及び家族の意向、総合的な援助の方針、課題、サービスの目標及び達成時期、サービスの種類、内容及び利用料並びに留意事項を記載した居宅サービス計画の原案を作成する。
- (4) 利用者の心身又は家族の状況に応じ、継続的かつ計画的に指定居宅サービスが行なわれるよう居宅サービス計画を作成する。
- (5) 居宅サービス計画の作成の開始に当たってはサービスの選択に資するよう、当該地域における居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を理解しやすいよう説明及び適正に提供する。
- (6) 居宅サービス計画の作成に当たっては、介護給付等対象サービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民の自発的な活動によるサービス等の利用も含めて計画に位置付けるものとする。

- (7) サービス担当者会議の開催によりサービス計画の原案について専門的な見地からの意見を求め、調整を図る。
- (8) 利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合又はその他必要な場合は利用者の同意を得て、主治医の意見を求める。
- (9) 居宅サービス原案の内容については利用者又はその家族に対して説明し、文書により同意を得るものとする。
- (10) 居宅サービス計画等に位置付けた指定居宅サービス等の担当者から個別サービスの提供を求める。
- (11) サービス担当者会議及び利用者の相談等を受付場所は、利用者宅又は市原寮居宅介護支援事業所等の相談室等とする。
- (12) 介護支援専門員による訪問は、原則として月1回実施する。また、必要に応じて訪問し、計画実施状況の把握、計画の変更やサービス事業者等との連絡調整、その他の便宜の提供を行う。
- (13) 要介護者等が介護保険施設への入所を希望する場合に介護保険施設の紹介等を行う。
- (14) 利用者が、指定居宅サービスについての苦情を国民健康保険団体連合会へ申し立てることについて協力する。
- (15) 利用者に関する情報又は、サービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に開催する。
- (16) 必要に応じて利用者及び家族の相談に対応する24時間連絡体制を確保する。
- (17) 病院や（看護）小規模多機能型居宅介護支援事業所等との連携を図り、必要に応じて情報を共有する。
- (18) その他障害福祉サービスを利用してきた利用者が介護保険サービスを利用する場合等に於いても、障害福祉制度の相談支援員等と密接な連携に努める。

(通常の事業の実施地域)

第9条 京都市の左京区及び北区の一部とする。原則として左京区については、広河原、花脊、鞍馬、静市、岩倉、下鴨地域とする。また北区については、静市市原町地域と隣接する上賀茂神山、二軒茶屋地域とする。

- 2 利用申込者の居住地が当該事業所の通常の実施地域外である場合、当該居住地の区役所・支所等と連携をとり、指定居宅介護支援事業所を紹介するものとする。

(利用料等)

第10条 利用者及びその家族等にかかる利用料は、次の通りとする。

	要介護1・2	要介護3～5	備考
居宅介護支援費（i）	11,620円	15,097円	担当利用者数45件未満
居宅介護支援費（ii）	5,820円	7,532円	〃45件以上60件未満の部分のみ適用

居宅介護支援費（iii）	3,488円	4,515円	〃 45件以上で60件 以上の部分のみ適用
--------------	--------	--------	--------------------------

初回加算	3,210円	新規に居宅サービス計画を策定した場合及び要介護区分の2段階以上の変更認定を受け居宅サービス計画を策定した場合
入院時情報連携加算（I）	2,675円	（I）入院した日のうちに当該病院又は診療所の職員に対して必要な情報提供を行った場合（提供方法は問わない）
（II）	2,140円	（II）入院した日の翌日又は翌々日に当該病院又は診療所の職員に対して必要な情報提供を行った場合（提供方法は問わない）
退院・退所加算（I）イ	4,815円	（I）イ 入院又は入所中の利用者に係る情報を医療機関、介護施設等の職員からカンファレンス以外の方法で1回受けた場合
口	6,420円	（I）口 （I）イでの情報提供をカンファレンスで1回受けた場合
（II）イ	〃	（II）イ （I）イでの提供を2回受けた場合
口	8,025円	（II）口 医療機関、介護施設等の職員から情報提供を2回受け、内1回以上はカンファレンスで受けた場合
（III）	9,630円	（III） 医療機関、介護施設等の職員から情報提供を3回受け、内1回以上はカンファレンスで受けた場合
緊急時等居宅カンファレンス加算	2,140円	病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合。

通院時情報連携加算	535円	利用者が医師又は歯科医師の診察を受ける際に同席し、医師又は歯科医師に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師又は歯科医師から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画（ケアプラン）に記録した場合 (利用者1人につき、1月に1回を限度)
ターミナルケアマネジメント加算	4,280円	在宅で死亡した利用者に対して、終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又はその家族の意向を把握した上で、24時間連絡がとれる体制を確保し、必要に応じて指定居宅介護支援を行うことができる体制を整備し、死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上、利用者又はその家族の同意を得て、利用者の居宅を訪問し、利用者の心身の状況等を記録し利用者の状況の把握や、主治医及び居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者に情報提供を実施した場合
中山間地域等サービス提供加算	所定単位数 × 5 %	別に厚生労働大臣が定める地域(平21厚告83の二)に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、指定居宅介護 支援を行った場合は、所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算

- (1) 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示の額によるものとする。
 (当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときには利用者負担は生じない。)
- (2) 介護保険の適応でも、保険料の滞納等により、法定代理受領できない場合がある。その場合は介護報酬の告示の額を受領し、サービス提供証明書を発行する。
- (3) その他の費用が必要となる場合はその都度説明を行う。

(事業所の利用に当たっての留意事項)

- 第11条 利用者又はその家族は、当事業所の利用にあたり、次のことに留意しなければならない。
- (1) 利用に当たっては介護保険の被保険者証の提示を求め、被保険者資格、要支援・要介護認定の有無及び介護認定の有効期間、給付制限を確認する。利用者は被保険者証に変更がある場合や届け出の住所等に変更が生じた場合は申し出ること。
- (2) 利用者が正当な理由なしにサービス利用に関する指示に従わず、要介護状態等の程度を増進させたときは、意見を付してその旨を市町村に通知する場合がある。
- (3) 利用者が偽り又は不正の行為によって保険給付の支給を受け、又は受けようとしたときは、意見を付してその旨を市町村に通知する場合がある。
- (4) 介護支援専門員に対するお心遣い（金品等）は受け取らない。

(居宅介護支援の終了)

第12条 利用者は、事業者に対して文書で通知することにより、いつでも契約を解約することができる。

- 2 事業者は、やむを得ない事情がある場合、利用者に対して、契約終了日の1ヶ月前までに理由を示した文書で通知することにより、契約を解約することができる。この場合、事業者は当該地域の他の指定居宅介護支援事業者に関する情報を利用者に提供する。
- 3 事業者は、利用者又はその家族等が事業者や介護支援専門員に対して、脅迫、暴力・暴言、セクハラ行為、名誉毀損等、契約を継続し難いほどの不诚信行為を行った場合や適切にケアマネジメントが行えないと当事業所が判断した場合には、文書で通知することにより、直ちに契約を解約することができる。
- 4 次の事由に該当した場合は、契約は自動的に終了するものとする。
 - (1) 利用者が介護保険施設に入所した場合
 - (2) 利用者の要介護認定区分が、自立又は要支援1・2と認定された場合
ただし指定介護予防支援事業者と当該利用者に係る必要な情報を提供する等の連携を図ることとする。
 - (3) 利用者が死亡した場合

(秘密保持)

第13条 事業所の介護支援専門員及びその他の従事者に対して、また、当事業所の職員でなくなったあとについても相談等により知り得た利用者、並びにその家族の秘密については、厳格に取り扱い秘密を守る。

(個人情報の保護)

第14条 サービス担当者会議及び介護保険事務等において情報提供を行う場合や、介護サービスに必要な氏名の記載等について、「市原寮個人情報保護規程」に基づき、対応する。

(緊急時及び事故発生時等の対応)

第15条 介護支援専門員は、訪問中に利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じた場合は、次の通り対応するものとする。

- (1) 利用者に意識がない場合救急通報を行い、主治医にも連絡する。
- (2) 利用者に意識があり、会話が可能な場合は、利用者より状況を確認し、事情を把握した上で主治医に連絡し、指示を受ける。
- (3) 利用者の家人に緊急対応の状況を速やかに報告する。
- (4) 管理者に緊急対応の状況を速やかに報告する。
- (5) その他の事故発生時の対応等について社会福祉法人市原寮事故対応指針に基づき対応する。事故防止の為の職員研修を定期的に行い事故再発防止に取り組む。

(賠償責任)

第16条 事業者は、サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により、利用者の生

命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償する。

(苦情解決)

第17条 利用者又は家族等からの苦情に対して、迅速且つ適切に対処するために「社会福祉法人市原寮苦情解決規則」に則り、必要な措置を講じる。尚、苦情申し立て窓口は以下の通りとする。

苦情解決責任者	市原寮居宅介護支援事業所 管理者 吉原 範昌 【受付時間】 月～金曜日 9：00～17：00 TEL (075) 705-6015
苦情受付担当者	市原寮居宅介護支援事業所 担当相談員 【受付時間】 月～金曜日 9：00～17：00 TEL (075) 705-6015
第三者委員	福本 隆治 【受付時間】 月曜日 9：00～12：00 TEL (075) 741-2648 亀山 政臣 【受付時間】 月曜日 13：00～15：00 TEL 090-1598-9947
行政区	① 左京区役所福祉部福祉介護課 【受付時間】 月～金曜日 8：30～17：00 TEL (075) 702-1071 ② 北区役所福祉部福祉介護課 【受付時間】 月～金曜日 8：30～17：00 TEL (075) 432-1366
その他	京都府国民健康保険団体連合会 【受付時間】 月～金曜日 9：00～17：00 TEL (075) 354-9090

(その他運営についての留意事項)

第18条 事業所は居宅介護支援に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

付則

この運営規程は、平成12年4月1日より施行する。

この運営規程は、平成13年11月1日に改訂し、施行する。

この運営規程は、平成15年4月1日に改訂し、施行する。

この運営規程は、平成16年4月1日に改訂し、施行する。

この運営規程は、平成17年4月1日に改訂し、施行する。

この運営規程は、平成18年4月1日に改訂し、施行する。

この運営規程は、平成19年2月1日に改訂し、施行する。

この運営規程は、平成19年4月1日に改訂し、施行する。

この運営規程は、平成20年4月1日に改訂し、施行する。

この運営規程は、平成21年4月1日に改訂し、施行する。

この運営規程は、平成22年4月1日に改訂し、施行する。

この運営規程は、平成23年4月1日に改訂し、施行する。

この運営規程は、平成23年6月1日に改訂し、施行する。

この運営規程は、平成24年4月1日に改訂し、施行する。

この運営規程は、平成25年4月1日に改訂し、施行する。

この運営規程は、平成25年7月1日に改訂し、施行する。

この運営規程は、平成26年4月1日に改訂し、施行する。

この運営規程は、平成26年11月1日に改訂し、施行する。

この運営規程は、平成27年3月20日に改訂し、施行する。

この運営規程は、平成27年4月1日に改訂し、施行する。

この運営規程は、平成27年11月1日に改訂し、施行する。

この運営規程は、平成28年4月1日に改訂し、施行する。

この運営規程は、平成29年4月1日に改訂し、施行する。

この運営規程は、平成30年4月1日に改訂し、施行する。

この運営規程は、令和元年5月1日に改訂し、施行する。

この運営規程は、令和2年4月1日に改訂し、施行する。

この運営規程は、令和3年4月1日に改訂し、施行する。

この運営規程は、令和4年4月1日に改訂し、施行する。

この運営規程は、令和5年4月1日に改訂し、施行する。

この運営規程は、令和6年4月1日に改訂し、施行する。

この運営規程は、令和7年1月1日に改訂し、施行する。

この運営規程は、令和7年4月1日に改訂し、施行する。